

令和 6 年度 税制改正について

令和 6 年 4 月 1 日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第 74 回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介致します。

なお、第 74 回税理士試験において適用される法令等は令和 6 年 4 月 5 日現在施行のものとされております。

◇所得税法

<概要・制度趣旨>

令和 6 年度税制改正項目のうち第 74 回本試験へ向けて対策すべきものは以下のとおりです。

① スtock・オプション税制

付与会社の設立年数が次に該当する場合には、権利行使価額の年間限度額がそれぞれに示すとおり引き上げられました。

(イ) 5 年未満の場合…2,400 万円

(ロ) 5 年以上 20 年未満で一定の場合…3,600 万円

② 住宅借入金等（認定住宅等）特別税額控除

本人又は配偶者のいずれかが年令 40 才未満である者又は年令 19 才未満の扶養親族を有する者が、認定住宅等の新築取得等をして令和 6 年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額が次のとおりとされました。

(イ) 認定住宅…5,000 万円

(ロ) 特定エネルギー消費性能向上住宅…4,500 万円

(ハ) エネルギー消費性能向上住宅…4,000 万円

③ 認定住宅等新築等特別税額控除

適用対象者の合計所得金額の要件が 2,000 万円以下に引き下げられました。

④ 定額減税

(イ) 合計所得金額が 1,805 万円以下の居住者について、次の金額の合計額を令和 6 年分の所得税額から控除することになりました。

・本人…30,000 円

・同一生計配偶者及び扶養親族（居住者に限ります。）…1 人につき 30,000 円

(ロ) 給与所得の源泉徴収、年末調整、公的年金等の源泉徴収においても(イ)の定額減税が適用されます。

(ハ) 予定納税においては本人分に係る定額減税、予定納税額の減額承認申請においては同一生計配偶者等に係る定額減税が適用されます。

◇法人税法

<概要・制度趣旨>

令和6年度税制改正では、賃上げ促進に関する優遇税制その他の税制が改正されます。主な税制改正項目は次の項目です。

- ① 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の改正
 - ・大企業向け

大企業向けの給与等支給額に係る税額控除割合について、基本割合の引き下げ（15%→10%）、継続雇用者給与等支給増加割合に応じた上乗せ割合の増加、教育訓練費の額に係る上乗せ措置の適用要件の変更、「プラチナくるみん認定」又は「プラチナえるぼし認定」等の認定を受けることで税額控除割合に5%を上乗せする措置の創設などの改正があります。
 - ・中小企業向け

中小企業向けの給与等支給額に係る税額控除割合について、教育訓練費の額に係る上乗せ措置の適用要件の変更、「プラチナくるみん認定」又は「プラチナえるぼし認定」等の認定を受けることで税額控除割合に5%を上乗せする措置の創設、また、控除基準額のうち控除しきれなかった金額（繰越税額控除限度超過額）については5年間の繰越控除が可能となるなどの改正があります。
 - ・中堅企業向けの新たな措置を創設

従来の中小企業向け・大企業向けの措置のほか、新たに中堅企業向けの措置が創設されることとなります。
- ② 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

大企業における国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の**40%（現行：30%）を超える**こととなります。
- ③ 交際費等の損金不算入額

接待飲食費の判定基準が、一人当たり5,000円以下から一人当たり10,000円以下へと引き上げられることとなります。
- ④ 特許権等の譲渡による所得の課税の特例

居住者や内国法人に対して一定の特許権等の譲渡・貸付けを行った場合に、一定の金額を損金算入できることとなります。

◇相続税法

<概要・制度趣旨>

令和6年度税制改正は、住宅取得等資金の特例関連などの改正がありました。

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税
適用期限の3年延長、**非課税限度額が1,000万円となる新築住宅の要件の強化**
- ② 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例
適用期限の3年延長
- ③ **居住用の区分所有財産の評価（いわゆるマンション評価）の創設**
この他、令和5年度税制改正における**令和6年施行の相続時精算課税関連**、生前贈与加算の次の内容も影響があります。
- ④ **相続時精算課税に係る基礎控除関連**
- ⑤ **相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例**
- ⑥ **生前贈与加算の対象期間等**

◇消費税法

<概要・制度趣旨>

- ① 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度・簡易課税制度の適用の制限措置の対象の見直し
当該制限措置の対象にその課税期間において取得した金又は白金の金地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加えることとされました。一取引単位の金地金等の取得価額を1,000万円未満となるように調整し、複数回に分けて取得することで、制限措置の適用を回避することができる状況であったためです。
- ② 仕入税額控除の制限の対象の見直し
輸出物品販売場において免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、**仕入税額控除の適用を認めないことと**されました。免税購入された物品が国外に持ち出されず、国内で横流しされることによる不正が発生している状況であったためです。
- ③ 自動販売機特例・入場券等の回収特例が適用される取引の帳簿の記載事項の見直し
帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる**自動販売機及び自動サービス機**による課税仕入れ並びに**適格簡易請求書の記載事項が記載されている入場券等**が使用の際に回収される課税仕入れについては、**課税仕入れの相手方の住所等の帳簿への記載を不要とすることと**されました。

◇固定資産税

<概要・制度趣旨>

主なものとしては、固定資産課税台帳の閲覧制度の一部改正のほか、負担調整措置や新築住宅の減額などの期限付きの規定が延長される改正などがあります。

◇事業税

<概要・制度趣旨>

法人事業税の主な改正ポイントは「**外形標準課税の適用対象法人の見直し**」です。具体的には「**減資への対応**」（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）と「**100%子法人等への対応**」（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）により、外形標準課税適用対象法人の範囲が見直されます。

◇住民税

<概要・制度趣旨>

- ① 前年の合計所得金額が **1,805 万円**以下の所得割の納税義務者について、次の金額の合計額を令和 **6 年度**分の所得割額から控除する**定額減税**が創設されました。
 - ・本人…**10,000 円**
 - ・控除対象配偶者及び扶養親族（居住者に限ります。）…**1 人につき 10,000 円**
- ② 普通徴収、給与所得者に対する特別徴収、公的年金からの特別徴収において①の定額減税が適用されます。